

最低制限価格制度・低入札価格調査制度の見直しについて

1 趣旨

工事の品質を引き続き確保し、適正価格での契約を推進するため、平成23年4月に見直された中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠して、熊本県工事契約事務取扱要領及び熊本県建設工事低入札価格調査実施要領に規定する最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を見直す。なお、見直しは平成21年7月以来ほぼ2年ぶり。

2 見直し内容

(1) 最低制限価格制度（5億円未満の建設工事が対象）

改正後	最低制限基準価格：直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋ <u>現場管理費×80%</u> ＋一般管理費×30% [範囲：予定価格（税抜き）の70%～90%] 最低制限価格：最低制限基準価格×ランダム係数（X） 1.00000 X 1.01000 （0.00001刻み）
現 行	最低制限基準価格：直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋ <u>現場管理費×70%</u> ＋一般管理費×30% [範囲：予定価格（税抜き）の70%～90%] 最低制限価格：最低制限基準価格×ランダム係数（X） 1.00000 X 1.01000 （0.00001刻み）

(2) 低入札価格調査制度（5億円以上の建設工事が対象）

改正後	低入札価格調査基準価格：直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋ <u>現場管理費×80%</u> ＋一般管理費×30% [範囲：予定価格（税抜き）の70%～90%] 失格判断基準価格：直接工事費×85%＋共通仮設費×65%＋現場管理費×60% ＋一般管理費×20%
現 行	低入札価格調査基準価格：直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋ <u>現場管理費×70%</u> ＋一般管理費×30% [範囲：予定価格（税抜き）の70%～90%] 失格判断基準価格：直接工事費×85%＋共通仮設費×65%＋現場管理費×60% ＋一般管理費×20%

3 実施時期

平成23年6月1日以降に公告・指名通知を行う入札から適用。

問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業班

電話 096-333-2485（ダイヤル）